

■ 4条1項11号

不服 2025-000377

＜本願商標＞

「グリーンテック」（標準文字）

第37類「発電装置及び設備の設置工事，発電装置及び設備の設置工事に関する情報の提供，蓄電池及び設備の設置工事，蓄電池及び設備の設置工事に関する情報の提供，建設工事，建設工事に関する情報の提供，蓄電池及び設備の設置工事に関する助言，発電装置及び設備の設置工事に関する助言，建築工事に関する助言，建築設備の運転・点検・整備，建築設備の運転・点検・整備に関する情報の提供，建築設備の運転状況の遠隔監視，建築設備の運転状況の遠隔監視に関する情報の提供，電力メーター遠隔検針データ転送のためのコンピュータハードウェアの設置工事及び保守，エネルギー設備に関する保守，エネルギー設備に関する保守に関する情報の提供，電子応用機械器具の修理又は保守，電子応用機械器具の修理又は保守に関する情報の提供，電気通信機械器具の修理又は保守，電気通信機械器具の修理又は保守に関する情報の提供，蓄電池及び設備の点検・修理又は保守，蓄電池及び設備の点検・修理又は保守に関する情報の提供，発電装置及び設備の点検・修理又は保守，発電装置及び設備の点検・修理又は保守に関する情報の提供，配電用又は制御用の機械器具の修理又は保守，配電用又は制御用の機械器具の修理又は保守に関する情報の提供，理化学機械器具の修理又は保守，理化学機械器具の修理又は保守に関する情報の提供，測定機械器具の修理又は保守，測定機械器具の修理又は保守に関する情報の提供，機械式駐車装置の修理又は保守，機械式駐車装置の修理又は保守に関する情報の提供，自転車駐輪器具の修理又は保守，自転車駐輪器具の修理又は保守に関する情報の提供，汎用電池及び汎用蓄電池の再充電，汎用電池及び汎用蓄電池の再充電に関する情報の提供」及び第35類、第40類、第42類

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「グリーンテック」（標準文字）

第37類「建築設備の運転，船舶の建造，船舶の修理又は整備，航空機の修理又は整備，自転車の修理，自動車の修理又は整備，鉄道車両の修理又は整備，二輪自動車の修理又は整備，育雛器の修理又は保守，ふ卵器の修理又は保守，医療用機械器具の修理又は保守，印刷用又は製本用の機械器具の修理又は保守，映写機の修理又は保守，写真機械器具の修

理又は保守，エレベーターの修理又は保守，化学機械器具の修理又は保守，火災報知器の修理又は保守，ガソリンステーション用装置の修理又は保守，ガラス器製造機械の修理又は保守，機械式駐車装置の修理又は保守，牛乳ろ過器の修理又は保守，搾乳機の修理又は保守，業務用食器洗浄機の修理又は保守，業務用電気洗濯機の修理又は保守，漁業用機械器具の修理又は保守，金属加工機械器具の修理又は保守，靴製造機械の修理又は保守，耕うん機械器具（手持ち工具に当たるものを除く。）の修理又は保守，栽培機械器具の修理又は保守，収穫機械器具の修理又は保守，植物粗製繊維加工機械器具の修理又は保守，飼料裁断機の修理又は保守，飼料配合機の修理又は保守，飼料粉碎機の修理又は保守，工業用炉の修理又は保守，鉱山機械器具の修理又は保守，ゴム製品製造機械器具の修理又は保守，蚕種製造用又は養蚕用の機械器具の修理又は保守，自動販売機の修理又は保守，銃砲の修理又は保守，浄水装置の修理又は保守，照明用器具の修理又は保守，食料加工用又は飲料加工用の機械器具の修理又は保守，事務用機械器具の修理又は保守，製材用・木工用又は合板用の機械器具の修理又は保守，繊維機械器具の修理又は保守，潜水用機械器具の修理又は保守，測定機械器具の修理又は保守，たばこ製造機械の修理又は保守，暖冷房装置の修理又は保守，バーナーの修理又は保守，ボイラーの修理又は保守，ポンプの修理又は保守，冷凍機械器具の修理又は保守，貯蔵槽類の修理又は保守，電気通信機械器具（電話機・ラジオ受信機及びテレビジョン受信機を除く。）の修理又は保守，電話機の修理，ラジオ受信機又はテレビジョン受信機の修理，電子計算機（中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスクその他の周辺機器を含む。）の修理又は保守，・・・他」及び第9類、第35類、第42類

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（１）本願商標

本願商標は、・・・、「グリーンテック」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は一般的な辞書等に掲載のないものであって、特定の意味合いを認識させるものではない。

したがって、本願商標は、その構成文字に相応して、「グリーンテック」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

（２）引用商標は、・・・、「グリーンテック」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「グリーン」の文字は「緑色」の意味を、また、「テック」の文字は「テクノロジー」の意味を有する語（いずれも「デジタル大辞泉」株式会社小学館）として知られた語であるものの、これらを結合してなる「グリーンテック」の文字全体としては、辞書等に掲載のないものであって、特定の意味合いを認識させるものではない。

したがって、引用商標は、その構成文字に相応して、「グリーンテック」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否

本願商標と引用商標を比較すると、外観においては、両者は片仮名 6 文字又は 6 文字及び長音符号からなるものであるところ、両者は長音符号以外の構成文字を同じくし、3 文字目における長音符号の有無という差異を有するにすぎないから、外観上やや近似した印象を与えるものである。

次に、称呼においては、本願商標から生ずる「グリーンテック」と引用商標から生ずる「グリーンテック」とを比較すると、両商標は 7 音ないし 6 音という比較的短い音構成であり、該長音の有無の差異が、両称呼に及ぼす影響が小さいとはいえず、また、一般的に長音の前の音は比較的強く発音されることからすれば、本願商標は、第 2 音の「リ」の音にアクセントを置いて称呼されるのに対し、引用商標は、平坦に発音されるというのが自然であるから、両称呼をそれぞれ一連に称呼しても、全体の語調、語感が異なり、称呼上、明瞭に聴別できるものというのが相当である。

また、観念においては、両商標はともに特定の観念を生じないから、比較することが出来ない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観においてやや近似した印象を与え、観念において比較することができないとしても、称呼において明瞭に聴別できるから、両者の外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は、非類似の商標というべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、本願の指定役務と引用商標の指定商品又は指定役務を比較するまでもなく、本願商標は商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当しない。

したがって、本願商標が、商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**グリンテック**」と引用商標「**グリーンテック**」は、外観においてやや近似した印象を与え、観念において比較することができないとしても、称呼において明瞭に聴別できるから、両者の外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は、非類似の商標というべきである、と判断されました。

本審決の興味深いところは、両商標は「外観においてやや近似した印象を与え」とされている一方で、「称呼において明瞭に聴別できる」とされた上で、総合的に考察して非類似と判断されている点ではないでしょうか。拒絶査定不服審判におけるよくある類否判断ではこの逆、つまり、両商標は「称呼においては近似する」とされる一方で、「外観において明瞭に判別できる」とされた上で、総合的に考察して非類似と判断されるのが一般的であるように思います。

以前にご紹介した審決には、「**クリーンボックス**」と「**クリンボックス**」が非類似と判断された事件（**不服 2020-9252**）がありましたが、結論としては、本審決もこれにならう形になっているといえそうです。

ただ、こちらの審決では、両商標は「外観において区別できる」と判断されている点や、「**クリーンボックス**」からは「きれいな箱、清潔な箱」の観念を生じる（両商標は、観念において互いに紛れるおそれがない）と認定されている点で、本審決とは異なります。

ところで、「**グリーン**」を「**グリン**」と呼ぶことがあるように思うのは、当職だけでしょうか。たとえば、「**グリンピース**」の語は、当職だけでなく広く一般的に用いられている気がします。そして、当職からすれば、「**グリンテック**」と「**グリーンテック**」からは、ともに「地球に優しい技術」という意味合い（イメージ）を想起するのですが、皆様はいかがでしょうか。

それにしても、「**グリンテック**」と「**グリーンテック**」が非類似であるなら、これらにそれぞれ「類似する商標」というのは、文字種を変換したような商標以外ではどのようなものがあるのだろうか、と少し冷めたことを思ってしまう次第です。

（弁理士 永露 祥生）

< 2025年6月21日 >